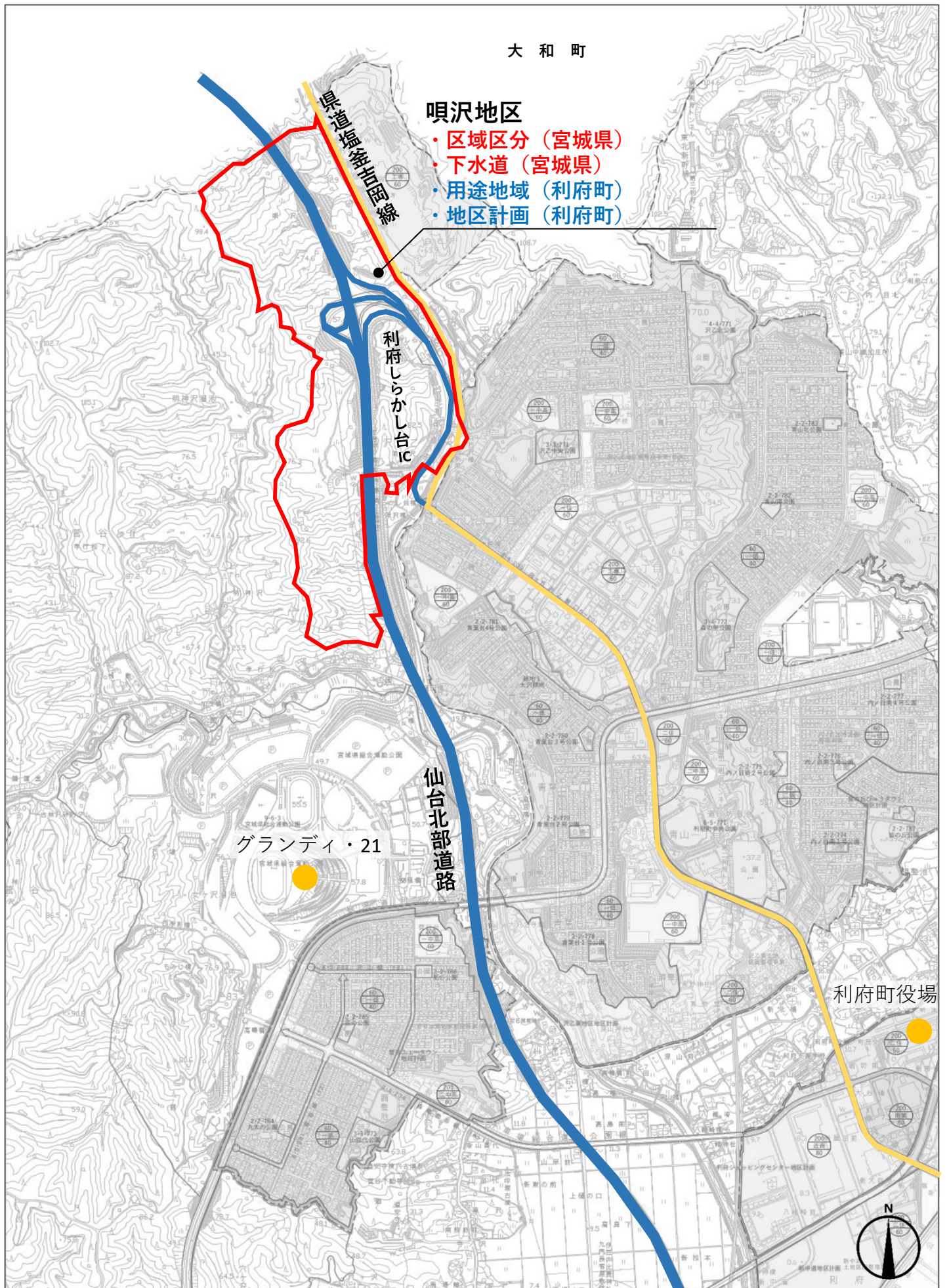


仙塩広域都市計画区域 位置図（唄沢地区）

参考資料 1



仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

当初：昭和 45 年 8 月

第 8 回見直し：令和 6 年 6 月

■都市づくりの基本方針

①人口減少・超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会においても集約された地域を結節する公共交通ネットワークを確保するため、移動の円滑化や混雑の緩和などの取組を推進し、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図る。

②災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

沿岸部においては、津波防御施設の計画的な維持管理により長寿命化を推進していくとともに、防災緑地の適切な維持管理、海辺のレクリエーション施設等の整備、震災遺構の活用により、災害に強く、安全で安心な海辺空間の利活用を促進する。

さらに、内陸部も含めた「流域治水」の取組の推進や堤防機能の強化、内水対策の加速化、身近な社会資本の長寿命化を図るとともに、災害ハザードエリアにおける開発抑制など安全で強靱なまちづくりを推進する。

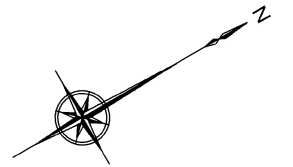
③富県宮城の実現に資する活力あるまちづくりの推進

富県宮城の実現に向けて、産学官連携による「ものづくり産業」を支える産業拠点の形成と情報関連産業の集積促進を図るとともに、各産業拠点と仙台塩釜港、仙台空港、インターチェンジ等を有機的に結びつける道路交通ネットワークの拡充を図っていく。

④緑豊かな美しい自然環境の保全とそれらと調和したまちづくりの推進

市街地を取りまく都市近郊農地や森林、海辺や川辺などの恵まれた自然環境、歴史的資源や文化的資源については、未来に引き継ぐべき財産として、今後も積極的に保全・再生し、これらと調和した潤いある都市空間の形成を図るとともに、地域の魅力を発信しながら、「田園回帰」志向の高まりを踏まえ、圏域内外における交流人口拡大、将来の移住につながる関係人口拡大を目指す。

仙塩広域都市計画
区域区分の変更
土地利用計画図



凡 例			
	編入を要望する区域	75.8ha	
	土地区画整理事業区域	56.5ha	74.5%
	既存の市街化区域		
	行政区域界		
	商業・業務用地	3.0ha	4.0%
	工業・流通用地	22.8ha	30.2%
	区画道路	3.6ha	4.7%
	幹線道路	15.0ha	19.8%
	公 園	1.7ha	2.2%
	造成緑地	13.6ha	17.9%
	自然緑地	11.9ha	15.7%
	調 整 池	3.8ha	5.0%
	水路	0.1ha	0.1%
	その他	0.3ha	0.4%

新たに市街化区域に編入を要望する区域
唄沢地区 約75.8ha

大 和 町

主要地方道 塩釜古岡線

1・3・5 仙台北幹線

利府しらかし台IC

大 和 町

二級河川 砂押川

3・4・239
向ヶ丘沢乙線

縮尺 A1:1:2,500
A3:1:5,000

